

岩手県告示第92号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

平成26年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分をした年月日 平成26年2月3日

2 処分を受けた者

(1)ア 商号又は名称 株式会社高光建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上堂二丁目4番15号

ウ 代表者の氏名 高橋 精一

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-21）第20050号

(2)ア 商号又は名称 株式会社匠建設

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市盛町字内ノ目12番地13

ウ 代表者の氏名 中嶋 豊

エ 許可番号 岩手県知事許可（般・特-23）第63号

(3)ア 商号又は名称 南建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

ウ 代表者の氏名 南 勉

エ 許可番号 岩手県知事許可（般・特-23）第6212号

3 処分の内容 営業の一部の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(2) 期間 平成26年2月18日から同年3月4日までの15日間

4 処分の原因となった事実 2に掲げる者（以下「被処分者」という。）は、県が条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により、Aの等級に格付している者のうち、県内に本店を置く者（これらの者のみを構成員とする特定共同企業体を含む。）のみを入札参加者として発注する建築一式工事について、受注価格の低落防止等を図るため、他の事業者と共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成22年3月23日に審決を受けた。被処分者は、当該審決の取消しの訴えを東京高等裁判所に提起し、同裁判所から請求棄却の判決を受け、最高裁判所に上告提起及び上告受理申立てをし、同裁判所から平成25年7月5日に上告棄却及び上告受理申立て不受理の決定を受け、当該審決が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。